

被災者生活再建支援制度について

1 概要

○ 国制度（被災者生活再建支援法）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方を対象に、生活の再建を支援することを目的として、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○ 都制度（東京都被災者生活再建支援事業実施要綱）

国制度の対象である中規模半壊世帯に上乗せで支援を行っているほか、国制度の対象とならない半壊世帯を対象に都独自で支援を行っている。

2 対象・支援金額

損害程度	損害基準判定	国制度		都制度 (国制度の適用があった自治体)	【国制度+都制度】 支給額
全壊	50%以上	基礎支援金 100万円	加算支援金 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円 ※住宅の再建方法に応じて支給	対象外	建設・購入 300万円 補修 200万円 賃貸 150万円
解体	半壊解体 敷地被害解体				
大規模半壊	50%未満 40%以上	基礎支援金 50万円	加算支援金 建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円 ※住宅の再建方法に応じて支給	対象外	建設・購入 250万円 補修 150万円 賃貸 100万円
中規模半壊	40%未満 30%以上	対象外	加算支援金 建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円 ※住宅の再建方法に応じて支給	建設・購入 100万円 補修 70万円 賃貸 55万円 ※住宅の再建方法により、上記金額を限度に上乗せで支給	建設・購入 200万円 補修 120万円 賃貸 80万円
半壊	30%未満 20%以上	対象外		建設・購入 200万円 補修 120万円 賃貸 80万円 ※都独自で支給	建設・購入 200万円 補修 120万円 賃貸 80万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額